

中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例

中野区は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例（平成30年中野

区条例第18号）を制定し、障害者を含む全ての人がそれぞれの意欲

や能力に応じて社会参加するとともに、多様な生き方、個性や価値観

を受け入れることのできる地域社会の実現を目指しています。

そのような地域社会を実現するためには、障害者がそれぞれの障害

の特性に応じた意思疎通手段により情報を取得し、円滑に意思疎通

ができる環境づくりを推進していく必要があります。

ここに、障害者が常にその障害の特性に応じた意思疎通手段を適

切に選択することができ、全ての人が障害の有無によって分け隔てら

れることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる

地域社会を実現するため、この条例を制定します。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃ たよう いしそつう たい りかい そくしん
第1条 この条例は、障害者の多様な意思疎通に対する理解を促進

し、意思疎通手段の普及を図るための基本理念を定め、中野区

(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにすることに

より、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互

に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会を实

げん もくてき
現することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかく
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各

ごう さだ
号に定めるところによる。

(1) しょうがいしゃ しんたいしょうがい ち てきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい なんびょう
障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その

たしんしん きのう しょうがい い か しょうがい そうしょう もの
他心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であ

って、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかい
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会

せいかつ いとな うえ そうとう せいげん う じょうたい もの
生活を営む上で相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) いしそつうしゅだん しゅわ ようやくひっき てんじ ひつだん しょくしゅわ ゆびてん
意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、筆談、触手話、指点

じ おんせい え ず へい い ひょうげん だいひつ だいどく た しょうがいしゃ にちじょう
字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読その他障害者が日常

せいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ ひつよう い し そつう しゅだん
生活又は社会生活を営む上で必要とする意思疎通の手段をい
う。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しょうがいしゃ たよう い し そつう たい りかい そくしんおよ い し そ
第3条 障害者の多様な意思疎通に対する理解の促進及び意思疎

つうしゅだん ふきゅう つぎ かか じこう きほんりねん
通手段の普及は、次に掲げる事項を基本理念とする。

しょうがいしゃ しょうがい とくせい おう い し そつうしゅだん てきせつ
(1) 障害者がそれぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を適切

せんたく に選択することができ、意思疎通手段により情報を取得し、円滑

い し そつう かんきょう せいび すいしん
に意思疎通ができる環境の整備を推進すること。

しょうがい うむ すべ ひと そうご じんかく こせい そんちよう
(2) 障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重

ちいきしゃかい すいしん
する地域社会づくりを推進すること。

く せきむ
(区の責務)

だい じょう く ぜんじよう きほんりねん しょうがいしゃ たよう い し そつう
第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、障害者の多様な意思疎通

たい りかい そくしんおよ い し そつうしゅだん ふきゅう ひつよう しさく じっ
に対する理解の促進及び意思疎通手段の普及に必要な施策を実

施^しするものとする。

くみん せきむ
(区民の責務)

だい じょう くみん だい じょう きほんりねん たい りかい ふか つと
第5条 区民は、第3条の基本理念に対する理解を深めるよう努めな
ければならない。

くみん ぜんじょう きてい く じっし しさく きょうりよく つと
2 区民は、前条の規定により区が実施する施策に協力するよう努め
なければならない。

じぎょうしゃ せきむ
(事業者の責務)

だい じょう じぎょうしゃ しせつ しょうひんおよ ていきょう たみずか じぎょう
第6条 事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業
をつう だい じょう きほんりねん たい りかい そくしん つと
を通じて、第3条の基本理念に対する理解の促進に努めなければな
らない。

じぎょうしゃ だい じょう きてい く じっし しさく きょうりよく つと
2 事業者は、第4条の規定により区が実施する施策に協力するよう努
めなければならない。

しょうがいしゃ たよう いし そつう そくしん かが しさく じっし
(障害者の多様な意思疎通の促進に係る施策の実施)

だい じょう く しょうがいしゃ たよう いし そつう そくしん はか つぎ かが
第7条 区は、障害者の多様な意思疎通の促進を図るため、次に掲げ
る事項について必要な施策を講ずるものとする。

しょうがいしゃ たよう いし そつうにたい りかい そくしんおよ いし そつうしゅ
(1) 障害者の多様な意思疎通に対する理解の促進及び意思疎通手

だん ふ きゅう かん
段の普及に関すること。

(2) しょうがいしゃ
しょうがい とくせい おう い し そつうしゅだん てきせつ
障害者がそれぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を適切
せんたく
に選択することができる環境の整備に関すること。

(3) しょうがいしゃ い し そつう し えん じんざい ようせい かん
障害者の意思疎通を支援する人材の養成に関すること。

(4) ぜんさんごう かか じょうれい もくてき たっせい く
前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために区

ちょう ひつよう みと し さく
長が必要と認める施策

2 ぜんこうかくごう かか じこう かか し さく じっし きほんてき ほうしん
前項各号に掲げる事項に係る施策の実施における基本的な方針

しょうがいしゃ きほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい
は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定

し ちょうそんしょうがいしゃけいかくおよ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を

そうごうてき し えん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょう
総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条

だい こう きてい し ちょうそんしょうがいふくしけいかく さだ
第1項に規定する市町村障害福祉計画に定めるものとする。

3 く ちょう だい こうかくごう かか じこう かか し さく じっし あ ひつよう
区長は、第1項各号に掲げる事項に係る施策の実施に当たり必要

みと しょうがいしゃおよ し えんしゃ た かんけいしゃ い
があると認めるときは、障害者及びその支援者その他関係者の意

けん ちょうしゅ
見を聴取するものとする。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう くちょう さだ
第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れい わ ねん がつ にち しこう
この条例は、令和2年4月1日から施行する。